

第 3 1 回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 22 年 9 月 1 日 (水) 13 時 30 分から 14 時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁	
審議案件 報告案件	審議案件 1 会長及び副会長の選出について 審議案件 2 審議会の審議事項について 審議案件 3 専門部会の委員の指名について 報告案件 広告物部会承認案件 景観保全型広告整備地区指定	
出席者	委員	上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、 實委員、清水委員、菅沼委員、樽谷委員、中田委員、中村委員、 坊委員、室委員 【欠席者】今井委員、水野委員
	事務局	湯浅都市整備部長、堀内まちづくり指導室長、荒木教育総務部長 景観課 (西田、仲谷、至田、荻田、徳岡、伊藤) 文化財課 (西崎)
開催形態	公開 (傍聴人 0 人)	
決定事項	審議案件 1 について 会長は川崎委員に、副会長は菅沼委員に決定しました。 審議案件 2 については、原案のとおり了承されました。 審議案件 3 の専門部会の委員の指名について 風致デザイン部会 今井委員、大橋委員、川崎委員、清水委員、菅沼委員、 水野委員 助成部会 北村委員、實委員、菅沼委員、樽谷委員、坊委員、室委員 広告部会 上原委員、奥村委員、川崎委員、清水委員、中田委員、中村委員が指 名されました。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	
議事の内容 (要旨)		
審議案件 1	会長及び副会長の選出について (質疑・意見の要旨) 委員からの互選により 会長は川崎委員に、 副会長は菅沼委員に決定いたしました。	
審議案件 2	審議会の審議事項について (質疑・意見の要旨) 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	

<p>審議案件 3</p> <p>川崎会長</p>	<p>専門部会の委員の指名について</p> <p>(質疑・意見の要旨)</p> <p>事務局と協議した結果、以前と同じ構成でお願いします。</p> <p>奥村委員につきましては、広告部会に指名させていただきます。</p>
<p>報告案件</p> <p>菅沼委員</p> <p>事務局</p> <p>室委員</p> <p>事務局</p> <p>上原委員</p> <p>事務局</p> <p>川崎会長</p>	<p>広告物部会承認案件 景観保全型広告整備地区指定について</p> <p>(質疑・意見の要旨)</p> <p>当該地付近は奈良市と生駒市の境界線が複雑に入り組んでいますが、生駒市側との整合性は取れているのでしょうか。</p> <p>既存の学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区を指定した際、同地区の北側を生駒市が景観保全型広告整備地区に指定しています。今回の奈良市の景観保全型広告整備地区の指定にあっても、生駒市側は既存の景観保全型広告整備地区の拡幅という形で指定しております。</p> <p>資料に記載されている「調和」や「配慮」とは具体的にはどういったものですか。</p> <p>学研奈良登美ヶ丘駅西地区景観保全型広告整備地区の北側は第一種低層住居専用地域が指定され、住宅地となります。したがって住宅地側には看板を掲出出来ないよう規制することで、良好な住宅地への配慮を行っております。</p> <p>南側の教育施設については、間を通る押熊真弓線登美ヶ丘地区道路景観保全型広告整備地区内を禁止地域と同等の制限とすることで、電柱広告物等の掲出を制限することで配慮いたします。</p> <p>また、東側の商業地域については、その東側の既存の学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区景観保全型広告整備地区の商業地域と一体化した商業スペースとすることで調和を図ります。</p> <p>生駒側にある商業地域は、なぜここだけ商業地域なのですか。</p> <p>ご指摘の商業地域は奈良市の飛び地です。当該地と南側の住宅地の間に道路が整備されます。この道路を挟んで北側が商業地、南側が住宅地となる予定です。この商業地の周辺は生駒市の商業地域となっており、それらと当該地が一体となって景観保全型広告整備地区が指定されています。</p> <p>他にご意見はございませんか。無ければ、終了いたします。</p>